

<令和4年3月改定版>

宇治市 介護保険課

# 住宅改修



# 福祉用具購入・貸与



お問い合わせ・手続きについては

宇治市役所 介護保険課 給付係  
0774-22-3141 (代表)

# 住宅改修費の支給

## <利用できる方>

事前申請前に

ケアマネジャーあるいは地域包括支援センター担当職員に相談していること

事前申請時に

要介護・要支援認定がある方（新規申請中を含む）

被保険者証に記載されている住所地に居住している方

退院・退所予定がある方



利用できる限度金額

お一人につき、支給対象工事にかかる費用20万円を上限として、要介護・要支援認定を受けられた方がお持ちの負担割合証に基づき、費用の7割～9割を給付します。

(例)

工事代金

負担割合が1割の方の場合

75,000円

75,000円×1割=7,500円（自己負担額）

200,000円

200,000円×1割=20,000円（自己負担額）

260,000円

200,000円×1割=20,000円、上限の20万円を超えた金額=60,000円  
合計80,000円（自己負担額）



## <給付について>

自己負担額のみ工事業者（委任事業者）へお支払いされた場合（受領委任払い）

市から  
委任事業者  
へ給付

一旦、全額を工事業者へお支払いされた場合（償還払い）

市から  
利用者  
へ給付

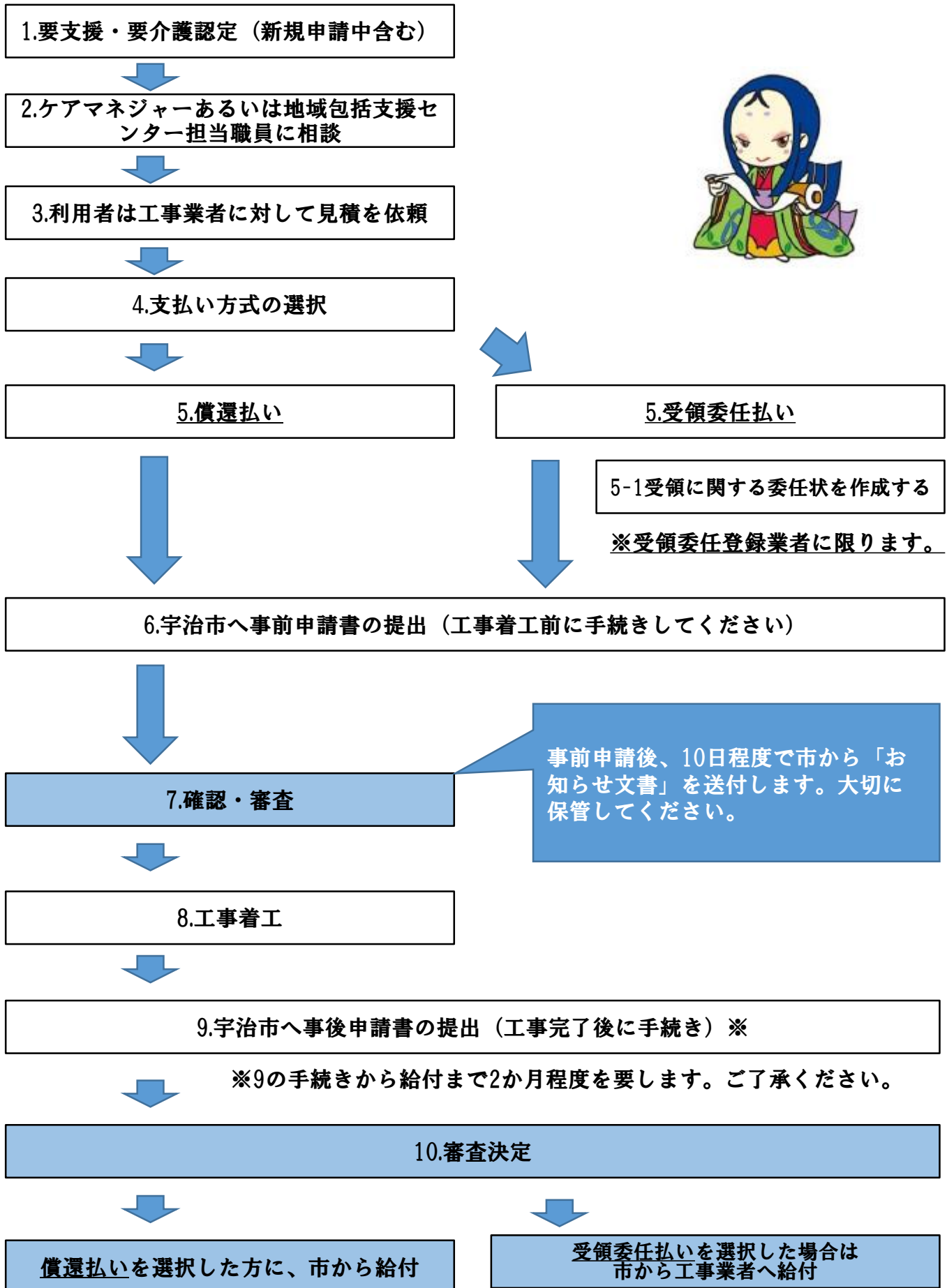


➡ P4で詳しく

合計で20万円の工事をされた場合（複数回可）、以降は制度の対象とはなりません。※以下の場合を除く。



初めて住宅改修費が支給された工事の着工日の要介護状態区分を基準として、3段階以上「介護の必要の程度」が上がった場合、再度、制度を使った工事ができるようになります。

## <住宅改修費支給申請の流れ>



## <対象となる工事>

※予定される改修内容が支給対象かどうか、わからない場合は、宇治市介護保険課給付係へご相談ください。

工事内容	備考
①手すりの取付	・取付工事が不要のときは、福祉用具貸与となります。
②段差の解消 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷居を低くしたり、床をかさ上げする工事（固定を前提としない既製品の踏み台を設置する工事は対象外です）</li> <li>・スロープの設置（工事不要のスロープの設置は福祉用具貸与となります。）</li> <li>・昇降機・リフト等（動力により段差を解消する機器）を固定設置する工事は他課（長寿生きがい課）で補助制度がありますが、当制度においては対象外です。</li> </ul>
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床（又は道路路面）の材料の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑りの防止、移動の円滑化を目的とするものに限りです。</li> <li>・老朽化に伴う住宅改修は認められません。</li> </ul>
④引き戸等への扉の取替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンドアへ変更する。</li> <li>・ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去等。</li> </ul>
⑤洋式便器等への便器の取替 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器から洋式便器への取替え等。</li> <li>※和式便器から暖房機能付便座や洗浄機能付の洋式便器への取替えも支給対象です。ただし、洋式便器がすでに設置されていて、暖房機能や洗浄機能の付加のみを目的とする場合は対象外です。</li> <li>・水洗化や簡易水洗化の部分は対象外です。（便器取替え部分のみ対象）</li> </ul>

## <申請に必要な書類>

### (1) 事前申請(工事着工前に必要です)

- ①申請書
- ②理由書(ケアマネジャー等が作成)
- ③工事費見積書
- ④改修予定箇所を確認できる写真(写真枠内に日付を入れること)※A4普通紙印刷で可
- ⑤改修予定箇所を確認できる図面
- ⑥受領委任状(受領委任払いを選択の場合)

### ※以下はケースに応じて必要です

- ⑦所有者の承諾書(3親等以内の親族の場合は不要)
- ⑧給付費受領委任状(給付費受取口座が申請者本人以外の場合)
- ⑨カタログコピー(例「既製品の踏み台」を設置される場合、固定を前提としての既製品かどうかの確認のため)

### (2) 事後申請(工事完了後に必要です)

- ①事前申請確認のお知らせ(左記①の申請後に市から送付されます。)
- ②被保険者宛の領収書原本(確認後、返却されます)
- ③工事費請求書(内訳記載のもの)
- ④改修確認箇所を確認できる写真(写真枠内に日付を入れること)※A4普通紙印刷で可



## < 注意点 >

### はじめに

- ・業者に工事を依頼するときは、複数の業者から見積りを取り、納得できる業者を選びましょう。

### 申請の前に

- ・工事をする前に、市に申請が必要です。
- ・引っ越し前の申請を予定されている場合は、住民票の異動をしてから申請してください。
- ・実際に生活の本拠としている場所の改修であっても、住民票上の住所と一致していなければ申請できません。
- ・要介護・要支援認定の新規申請中や、入院・入所されていても事前申請が必要です。ただし、認定が非該当だった場合や、退院・退所されなかった場合は支給できません。

### 申請後について

- ・事前申請の承認後に入所・入院された場合についても、退所・退院されるまでは支給できません。

### その他

- ・本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料費のみが支給対象となります。
- ・この住宅改修制度以外に、固定リフトの設置等については長寿生きがい課「住宅改造助成」、障害福祉課の「住宅改修費の助成」等があります。※それぞれに要件がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

## < 支払い方式について >

※福祉用具購入についても、同じ考え方です。

### 償還払い

請求された金額を申請者が一旦全額で支払った後、申請者の自己負担額を除く分を、市から申請者へ給付します。

### 受領委任払い

申請者の自己負担額のみを、申請者が業者（委任事業者）へ支払います。残額については、市から業者（委任事業者）へ給付します。

受領委任払いを利用するには、次の要件を全て満たす必要があります。

- ①介護保険料滞納にかかる給付制限の措置を受けていないこと
- ②入院・入所中でないこと
- ③要介護・要支援認定の新規申請中でないこと
- ④生活保護受給者でないこと
- ⑤工事を依頼（あるいは福祉用具を販売）した業者は、受領委任払いについて市に登録した業者であること

福祉用具の購入については下記の要件も追加されます。

- ⑥都道府県知事の指定を受けた販売事業者であること。



# 福祉用具購入費の支給

## <利用できる方>

- ・要介護・要支援認定を受け、在宅で生活されている方
- ・都道府県知事等の指定を受けた販売業者から購入した方

### 利用限度額

お一人につき、毎年度10万円を上限として、要介護・要支援認定を受けられた方がお持ちの負担割合証に基づき、購入金額の7割～9割を支給します。

(例) 購入代金 負担割合が1割の方の場合

100,000円 → 100,000×1割=10,000円 (自己負担額)

125,000円 → 100,000円×1割=10,000円、10万円を超えた金額=25,000円  
合計35,000円 (自己負担額)

※10万円を超えた場合、超えた部分については全額自己負担となります。

※同一の用具は対象となりません。  
(ただし破損や要介護状態の変化等の特別な事情がある場合を除く。購入前にご相談ください。)

<対象となる福祉用具> → 支払い方式については、P4で詳しく

福祉用具	備考
腰掛便座	※令和4年4月から排せつ予測支援機器も対象
自動排泄処理装置の交換可能部品	次の要件を全て満たすもの ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ・要介護者又は、その介護を行う者が容易に交換できるもの
簡易浴槽	・工具を必要としないもの
移動用リフトのつり具の部分	・移動用リフト本体は、福祉用具貸与の対象種目
入浴補助用具	・入浴用いす・入浴用手すり・入浴台・浴槽内いす・浴内すのこ ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト

## <申請に必要な書類>

償還払い	受領委任払い	備考
①申請書		
②領収書原本		商品ごとに費用総額を記入すること
③購入した福祉用具のパンフレット等		
④特定(介護予防)福祉用具販売計画書の写し		申請者本人または家族に同意を得たもの
⑤給付費受領委任状	※⑥受領委任払い用委任状	⑤は、名義人本人以外の口座に振り込む場合(3親等以内)に必要

以下は、ケースに応じて必要です。(購入前に提出してください)

- ⑦理由書…既製品を加工する場合、破損等により同一福祉用具を購入する場合
  - ⑧破損した福祉用具の写真…同一福祉用具を購入する場合
  - ⑨加工前の原型が確認できる写真と加工後の写真
  - ⑩仕様等を記載した立体画面
- 既製品を加工する場合

※⑥についての考え方は前頁<支払い方式について>をご参照ください。

# 福祉用具の貸与

要介護（要支援）認定を受けている人は、日常生活の自立を助けるために、ケアマネジャーの作成するケアプランに基づいて、次の福祉用具を借りることができます。

## <対象となる福祉用具>

★	備考		備考
車イス・付属品		手すり	工事を伴わないもの 転落予防、移動、または移動操作の補助として床において使用するものや、便器またはポータブルトイレを囲んで据え置くもの。
特殊寝台・付属品	介助用ベルト（入浴介助以外のもの）	スロープ	工事を伴わないもの
床ずれ防止用具		歩行補助つえ	
体位変換器		歩行器	
認知症老人徘徊感知機器	認知症の方が屋外へ出ようとしたとき等、センサー感知し、家族等へ通報するもの	◆	備考
移動用リフト	つり具の部分を除く	自動排泄処理装置	尿または便が自動的に吸引され、尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであり、要介護者またはその介護を行う者が容易に使用できるもの。

### < ★印の福祉用具について >

比較的軽度の方（要支援1・2及び要介護1）は、原則、借りることはできません。

### < ◆印の自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）について >

要支援1・2及び要介護1・2・3の方は、原則、借りることはできません。

ただし、一定の要件を満たす場合は、例外的に認められることがあります。  
希望される場合は、ケアマネジャーにご相談ください。

